

**山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会**  
**(令和8年度山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事業運営業務委託に係る**  
**事業者選定委員会) 設置要綱**

(設置)

第1条 令和8年度山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事業運営業務委託を行わせる者を選定するにあたり、適切かつ公正な審査を行うため、令和8年度山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事業運営業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 選定委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 選定委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、働く人・働き方支援課長とする。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選定委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による持ち回りによる審査を実施することができる。
- 5 選定委員会は非公開で実施する。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、総合県民支援局働く人・働き方支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

## 【別紙】

	所属	役職等	氏名	備考
庁内評価者	総合県民支援局 働く人・働き方支援課	課長	奈良 知也	委員長
	高度政策推進局 広聴広報グループ	政策企画監	折居 誠	
外部有識者	山梨県商工会連合会 経営支援課	課長	鈴木 浩史	
	公益財団法人 山梨総合研究所 (山梨学院大学・非常勤講師)	主任研究員	渡辺 たま緒	